

大阪市監査委員	東	貴	之	
同	漆	原	良	光
同	高	橋	敏	朗
同	阪	井	千	鶴子

### 住民監査請求について（通知）

平成25年3月28日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市長に対し、がれき広域処理に関する違法もしくは不当な公金の支出に対し、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき住民監査を行い、当該行為を差し止め、当該契約を是正することを求める。

本件は先に同趣旨で住民監査請求を行ったが、請求から50日以上も経過し「却下」の通知を受けた。しかし補正を命ずることなく「却下」することは違法であるという考えが通用している中、また最高裁判平成10年12月18日に基づき「適法な監査請求を却下した場合再度の住民監査請求を行うことができる」に基づき、一部添削して再度の住民監査請求を行うものである。

岩手県と大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）は、被災地である岩手県の早期復旧に必要な被災地の廃棄物の処理を、安全性を確保し相互に協力して実施するための基本的な事項について基本合意書を結んだ。

2012年11月13日、府は岩手県と災害廃棄物処理業務委託契約書を委託業務名災害廃棄物処理業務（宮古地区）、委託期間平成24年11月13日から平成25年3月31日

まで、委託料 2 億8525万792円(税込)として締結した。

なお同契約書には、委託料の内訳が記載され、運搬費は 1 億4510万3458円となっている。

この契約第 2 条において、必要な業務について再委託を行う旨を記載し、再委託先として、運搬事業者は、災害廃棄物の藤原埠頭から市環境局舞洲工場までの間の運搬、市は、災害廃棄物の焼却処理及びその焼却灰の埋め立て処分と明示した。

府と市は、府が岩手県から受託した一般廃棄物の処理業務に関して契約を締結し、第 3 条において、市が廃棄物を舞洲工場で焼却し、その焼却灰を北港処分地に運搬し、埋め立てすること、第 4 条でその契約期間は、契約日から平成25年 3 月31日までの間とし、このほか処理委託する廃棄物は木くずを中心とした可燃物とし、その計画数量は、6,100トンとすること、業務委託料を9462万3698円とすることなどを契約した。

また府・市は、平成 25 年度分についても予算を組み、契約と受け入れの準備を行っている。

要するに、岩手県宮古地区(宮古市、岩泉町、田野畑村)の 3 市町村で発生した災害廃棄物(一般廃棄物)について、廃棄物処理法上は、3 市町村が処理する責任があるため、当該市町村が処理した上で、処理できない分を岩手県に事務委託し、岩手県は、その廃棄物の処理を府に処理委託した。その上で府は、運搬事業者に岩手県から市の舞洲工場までの運搬を再委託し、市に舞洲工場へ運ばれた廃棄物の焼却と埋め立て処分を再委託した。この契約の下に、府と市は、岩手県宮古地区のがれきを、今年 2 月から 3 月にかけて処理を行っている。

通常、廃棄物処理法では再委託は禁止されているが、今回の震災廃棄物の場合は、政令に基づき再委託が行われていた。

業務完了に伴う支払いは、府は、委託先の市や委託運搬事業者から業務完了報告書を受け、確認検査の後、委託料を支払い、業務完了報告書を作成し、岩手県に提出し、岩手県の確認検査を受けた後、岩手県から支払いを受け、岩手県は、環境省の交付金の支払いを受け、府に支払う分を充当することになっている。

市への今回の支払いの原資は、環境省の交付金となっているが、交付金は被災自治体と受け入れ自治体の間の委託契約があれば支給されるのかというと、そうではない。

震災がれきの広域化処理は、国の旗振りによって進められてきたが、国がこの広域化処理を行うのではない。

震災がれき(震災廃棄物)は、廃棄物処理法上は、事業者が処理責任を負う産業廃棄物を除き、一般廃棄物として定義され、市町村は、その区域内から発生した一般廃棄物を、「生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し

処分しなければならない」(廃棄物処理法第6条の2)とあり、被災自治体(市町村)が処理責任を負う。

したがって広域化は、処理責任を負う被災市町村が、処理できない分を他の自治体に委託するという形で行われる。

委託には、法上の事務委託と廃棄物処理法上の処理委託があるが、今回の場合、被災市町村が処理できない分を当該被災県に事務委託し、委託を受けて被災県が他の都道府県やその他の財団法人に処理委託するという形を取っている。

このため広域化は、被災自治体と受け入れ自治体による委託契約の下に行われ、処理費用は国の交付金(補助金)によって賄われる仕組みとなっている。

被災自治体が行うがれきの処理については、自区内で行うもの、広域化をするものを問わず、環境省が定めた期限内(平成26年3月31日)で行うものについては、ほぼ100%の交付金が支給される。

震災がれきについて被災市町村に処理責任があることからいって、広域化にあたっては、被災自治体での処理が前提となり、被災自治体で処理できない分を広域化するというのが広域化にあたっての大原則となり、処理費用という点で考えても、一般的には自区内で処理するものに比べて広域化は運搬費が余計にかかり、これらを交付金で賄うとなれば一定の制限が設けられるのは必然の流れと言える。

交付金を支給する側の環境省は、それについて以下のように発表している。

環境省の損壊家屋等の処理の進め方指針では、「市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている時には市町村外の中間処理施設の処理の可能性を検討する。」、環境省マスタープランでは、「東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要」、また被災自治体の岩手県は、環境省の東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表のなかで「平成26年3月末までの処理完了を目指し、県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域化処理を活用する」としている。

また岩手県知事は、「県内の処理施設だけでは、期限内に処理することができないことからどうしても広域処理をお願いせざるを得ない状況となっている。」と語っている。要するにこれらの文書が示す広域化の条件は、「期日までに処理するために」「被災地の処理能力では不足し、不可能な時に」広域化をするとなっている。

被災自治体は、交付金の支給を受けるために、震災がれきの処理にあたっては、環境省に対して交付金の申請書を提出し、環境省は、それが妥当な場合には、その旨査定する。環境省の査定を受けた当該自治体は、がれきの処理事業を行い、事業にかかわった業者に支払いを済ませ、改めて交付金の支給を申請す

る。

被災自治体の震災がれき処理に対してほぼ100%の交付金が支給されるとしても、このような手続きが取られ、業者に支払いを済ませた後、当該自治体から交付金の支給申請が行われ、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律第6条により、交付金を支給するかどうかを環境省が判断したうえで、交付金が支給される。

このようにがれきの広域化事業は、被災自治体側でがれきの処理に困り、処理が進まなければ被災地の復興が進まないという点を考えた受け入れ自治体による支援策であり、補助金適正化法に従えば、今回の広域化事業が本来の趣旨を踏まえて行われているのか問うことになり、目的が法に違背しないか、合理性があるのかが問われ、それに適合しなければ、交付金が支給されなくなる。

環境省主導でがれきの広域化は進められてきているが、がれきの処理は、通常の廃棄物と同じく、がれきが発生した被災市町村に第一義的に処理責任がある。したがって被災市町村では、市町村としてできる範囲でその処理を行い、できない分を被災県に委託するというのが、廃棄物処理法上の法理と言える。

その委託を受けた被災県は、処理責任を引き継ぎ広域化を進める場合、被災自治体及び近隣自治体、そして当該県で処理することを第一とし、被災自治体で処理できないものを広域化する形で行われてきた。

被災自治体と受け入れ自治体との契約関係でがれきの広域化が進められるとはいえ、この処理費用は、ほぼ100%が国の交付金(補助金)によって賄われるため、本来の事業目的に沿って事業が行われているかの検証を、補助金等適正化法の観点から受けることになる。

手続き的には、被災自治体は、発生がれきについて、自区内、広域化を問わず、その処理について交付金の申請を済ませ、環境省の査定を受け、事業を行った後には交付金が約束されているが、「被災自治体で本当に処理できないのか、広域化の必要があるかの確認」、「補助金等適正化法で問われる事業の目的に合っているのかの審査」の点で瑕疵(ミスや問題点)があるときには、当然に交付金の支給は無くなることになる。その場合は被災自治体と受け入れ自治体の責任分担に応じて、事業費の負担を行うことになる。

被災市町村からがれきの事務委託を受けた被災県は、広域化にあたっては、このように被災自治体として必要性を検証し、広域化を依頼する必要がある。また、受け入れ自治体も、本当に広域化が必要かを被災自治体に確認し、広域化を進める必要があった。

ところが、被災及び受け入れ自治体とも、がれきの広域化に当たってのこの法理を十分に解釈せず、国の交付金が100%支給されるという点に安易に寄りかかる姿勢が見られた。被災自治体は、必要性についての真摯な検証は行わず、一方の

受け入れ自治体でも、「被災自治体（岩手県）が必要と言うから協力する」という説明を繰り返すのみであり、貴重な復興予算を使う事業だという認識を欠く対応が目立った。

交付金の支給に当っては「被災自治体で本当に処理できないのか」、「補助金等適正化法で問われる事業の目的に合っているのか」などの要件を満たしていることが法令上も必要となる。本件住民監査請求においても、その点を十分に満足したがれきの本格受け入れになっているかを問うている。もし広域化の必要が無いのに広域化を進め、その点がチェックされ、交付金が下りなくなれば、被災自治体及び受け入れ自治体とも責任を問われ、広域化にかかった事業費は、両自治体で責任に応じて負担することになり、とりもなおさず両自治体に損害を与えることになる。

広域処理が妥当かを本監査請求で検証した結果、次のような疑問点があることが分かった。

がれきの広域化は、広域化の9割を計画していた宮城県ですでに今年度末終息することが発表されている。

がれきの処理は、被災地市町村→隣接自治体→当該被災県→隣接県という順序で処理することになっていた。今年初頭、次から次に広域化の幕引きが行われている状況下で、なぜ被災地から遠くの府・市が受け入れるのか、全国広域化の幕引き状況がなぜ起きたのか、再調査の上で、推計量が減ったという事情だけなのか、東京以西の非汚染地域の自治体として、なぜ府と富山県だけなのか、岩手県に本当のがれきの広域化が必要かを問い合わせ、データ上の根拠について説明を求めることなく、安易にがれきの広域化を引き受けるのは、がれきを引き受ける契約を結ぶ自治体として、自治体の責務を放棄したといえる。

岩手県発のがれきについても、埼玉県への野田村からの持ち込みは終息し、静岡県への持ち込みも、今年度末で終息する。

理由は、がれきの量の再調査をしたところ、前者で10分の1、後方で7分の1になったということであるが、これは基の調査が杜撰だったというより、「誤った調査」といえる。

そうすると、埼玉県や静岡県のケースだけでなく、府や富山県、秋田県などに運ぶがれきの量の再調査も必要になる。前の「誤った調査」のままのデータで、広域化の必要性を言うことは、間違った判断、結果として自治体への損失をもたらすことになる。実際に岩手県知事は、がれきの量について「比重等の関係で現在精査中」と応えている。

誤った調査が行われていたということが、現状ではっきりしている中で、そのデータに基づき契約を進めることは、虚偽の事実に基づき契約締結を行った違法性を問われることになる。

府へは「木くずを中心とした可燃物」を持って来る約束になっているが、その木くずが無くなったため、静岡県への持込が終了すると報告されている。その木くずがない状態でなぜ府に「木くずを中心とした可燃物」を持って来ることができるのか。国語的解釈で考えても不可能である。契約に基いた内容のがれきが運ばれてくるのかに疑義がある。

岩手県は、県内でのがれきの処理能力として岩手県発表の岩手県災害廃棄物処理詳細計画・平成24年度改訂版(2012年5月)の中で、1日の可燃物の処理可能量として1,190トンを発表している。府に24年度に持って来る量は、6,100トンでしかない。岩手県で処理能力で言えば、6日分の量である。なぜ岩手県で処理せず府に持って来るのかの理由が、明確ではない。一般廃棄物の処理は、市町村(今回は事務委託を受けている岩手県)の責務であるという法令上の定めにもとづいている疑義がある。

今回のがれき(震災廃棄物)は、一般廃棄物として位置づけられている。一般廃棄物は廃棄物処理法上、再委託は禁止されている。今回の震災がれきに限って再委託まで許されているが、再々委託は禁止されている。しかし、府から市への再委託の後、発生した焼却灰を北港処分場に運搬と埋め立て処分する委託は、再々委託となり法令で禁止されている手続きとなっている。

法令上禁止されている再々委託を、がれきの受け入れ契約上組み込んでいる契約は、違法な契約である。

これらの疑問点を置き去りにし、遠くの自治体に運んで処理することは、法令違反に加え、無駄な出費をすることになる。がれきの広域化を進める無駄なお金があれば、被災地の復興や避難者の支援に使うべきという声すらある。見直しが必至である。

被災地のがれきの処理は、一定の条件で交付金が100%支給される形で進められているが、NHKで報道された「がれき処理費用自治体間で10倍の差」に見るように、環境省は、交付金の支給に明確な基準を設けていないことが分かった。したがって、被災自治体が、環境省の交付金の査定を受けているといっても、受け入れ自治体による独自の検証が必要になる。

NHKによると今回広域化を進めてきた宮城県及び岩手県の沿岸部にある27の市町村で、がれき1トン当たりの処理経費を調べ、実際に10倍の開きがあった。

環境省は、がれきの処理について基準すら作らず、自治体任せで交付金を支給してきた実態が明らかになり、結局必要なお金が回らず、無駄なお金が使われることになるため、無駄使いを規制することが必要だった。府・市は今回のがれきの広域化の必要性について検証が必要である。

また、がれきの広域化に当たって国家予算は、架空のがれきを根拠に予算化している。

がれきの広域化は、当初宮城県と岩手県両県で、400万トンが必要と発表され、宮城県はその内約9割を占め344万トン、岩手県は57万トンと発表されていたが、宮城県発の344万トン自体が架空の数字だったということであり、この点は今後国会等での事実解明が進めば、予算自身の見直しや交付金支給の見直しの可能性すらあり、司直の検証が入れば、この点の可能性がもっと強まり、「現地が手に余ると言っている」という指標の下では、今や進められない事態にある。

このような数々の事例を前にして、府・市は、この面からも岩手県が要求するから引き受けるというのではなく、改めて必要性和府・市が引き受けることによって、復興支援にどのように貢献できるのかを検証する必要がある。

宮城県発のがれきの広域化が、今年度で終息することが今年1月10日に宣言された。

2012年5月21日、環境省ががれきの推計量の見直しを行った。その結果約1/4下方修正した。

2012年8月7日、2か月半後、環境省が工程表を発表し、北九州市、東京都、茨城県を除き他は実質終息というめまぐるしい動きを見せた。

2013年1月10日、宮城県の副知事が北九州市を訪れ、予定していた25年度分は県内で処理できると通告し、がれきの北九州市への持ち込みを終了する宣言を行い、同日、宮城県は、北九州市だけでなく、東京都、茨城県についても、24年度で終息し25年度分は中止するという記者発表を行った。がれきの全国広域化は、全国の市町村の清掃工場の焼却炉を使い、木くずや可燃物を焼却する政策として進められた。当初は不燃物も広域化の対象としていたが、不燃物は地元での処理に改められ、木くずや可燃物が広域化の対象として取り扱われてきた。その経過を考えれば、今回の発表によって、宮城県発のがれきの広域化は終息宣言を行ったといえる。

宮城県は、昨年9月議会で、ゼネコンJVに業務委託した契約の変更提案を行っていた。がれき量を当初契約の55%削減し、広域化対象にしていた木くずも約100万トン下方修正していた。一度契約していた内容を大半削減するような変更提案は異例であり、処理しなければならないがれきの大半が無くなったということである。また、がれきの見積もりがそれだけ杜撰だったということである。

がれきの広域化を進める上で、必須の条件として、被災自治体で処理できないということがある。北九州市や東京都(三多摩地区)に2万3千トン、1万1千トン契約したが、県内での業務委託量を数百万トン減らしながら、その1%にも満たない量を広域化したこと自体、筋が通らない委託契約でしかなかった。

岩手県、そして岩手県から受け入れを図ろうとする府・市は、この点を他山の石として振り返り、再調査を求めることなしに、契約を結んではならない。

宮城県だけでなく岩手県でも見過ごすことのできない事態が起きている。岩手

県のがれき処理の必要量も発表のたびに削減され、これらの調査事業が専門の事業者へ委託されていることを考えると、現状の推計値やそこから算定した広域化必要量の見直しは、不可欠である。したがって現状で岩手県発のがれきの広域化事業も、法令に基づく審査を得て、確実に交付金の支給を受けることができるという保証は無く、このまま安易に広域化を進めれば、法令違反をチェックされ、補助金が下りず、自治体財政に穴を開けることになる。

環境省のがれきの見直し(2012年5月21日)以降も、岩手県でも広域化必要量が再三にわたって下方修正されて来た。

がれきの広域処理をめぐる客観的事実を考えたとき、現状で岩手県発のがれきの受け入れは、法令に基づく審査を得て、確実に交付金の支給を受けることができるという保証は無く、市の自治体財政に穴を開けることになる。現状では、府が岩手県との委託契約や再委託契約によって、岩手県宮古地区のがれきの受け入れを進める理由は、「復興の妨げ」「精神面でも大きな負担になっている」となっている。このように今回のがれきの受け入れは、契約の一方の当事者に判断を預けている。しかし「現地が手に余ると言っている」という前提の判断の下にがれきの広域化を進めれば、まったく無駄に税金である広域化費用を使うことになる。

通常、測定調査会社が実際に測定し、測定結果に誤りが見つかったときには、それ以外の測定結果についても再測定を行い、測定結果に誤りが無いかを見直すのは通常の措置である。

今回は岩手県発のがれきの広域化で、埼玉県(岩手県野田村)、静岡県(山田町、大槌町)へのがれきの持ち込みの終息理由は、再調査の結果、広域化予定していた木くずが、それぞれ昨年契約時の予定量の1/10、1/7しかなかったということであった。それも数か月で1/10、1/7になったということである。

この調査は、いずれも岩手県が専門の調査会社に調査させたものである。埼玉県に持ち込んだ野田村の場合、がれきの処理量が減った理由として、目の前に積みあがっている柱材や角材から木くずの重量を推定するときに、一番の基本になる容積あたりの重量を示す比重を間違い、がれきの山の下に土砂の山があったことを見落とし、混合物に混入している可燃物の量を4倍近く見誤ったというのである。そしてそれらを加算して、実際の量を10倍も間違えたというのである。

しかし測定したのは役所の職員ではなく、入札の結果依頼した専門調査会社である。にわかには信じがたいような測定ミスというより「誤った測定」である。

岩手県発のがれき広域化に係わる場所は、同じ調査会社が担当しているという。当然他の県、府や富山県、秋田県に出すにあたって同じ間違いを犯していることが考えられる。したがって府や、富山県、秋田県などに持ち込む予定のがれきの量を測定し直す必要がある。

測定会社が測定した前のデータのままで、がれきの処理必要量を算定し、がれきの広域化の必要性を計算することは、明らかに必要の無いがれき広域化を進めることになる。今回の場合がれきの処理には、交付金(補助金)が100%つくことになっている。

したがってがれきの処理量は、そのまま金銭に換算されることになる。その点を調査せず、現状のまま広域化の計画を進めることは、意識的に無駄遣いをするものと指摘されるだろう。それは犯罪行為にもなる。

府、富山県、秋田県に持って行く分についても、再調査すれば極端に減ることが確実に予想される。処理必要量を再調査の上に見直せば、それに基づき処理必要量、県内処理可能量の確定を行い、広域化必要量について定めることになる。

1月25日、岩手県知事への「岩手県は広域化を見直しするつもりはないか」という質問に「比重との関係で現在精査中」と答えている。

岩手県は、まずがれきの量の精査を行い、広域化がそもそも必要なのかを検証し、必要量を換算し、それから広域化しなければ違法処理となる。

がれきの処理量(処理必要量)についてのデータの公開を行っていないことに加え、県内処理でどれだけ処理が可能かについても岩手県は曖昧にしている。

岩手県の県内での処理可能量は、岩手県発表の「岩手県災害廃棄物処理詳細計画・平成24年度改訂版」(2012年5月)のP31には、岩手県では、①既設の清掃工場の焼却炉 日量225トン、②仮設焼却炉 日量195トン③セメント工場での処理日量770トンと、日量1,190トン処理できることが示されている。

もともとのがれきの発生量やその後のがれき処理量の算定値から行って、県内で日量1,190トン処理すれば、十分に県内処理で処理できるという計算が成り立つ。静岡県に市民団体からそのような質問が出されていたが、その後に埼玉県や静岡県で大幅ながれき(木くず)の下方修正がなされた。計り方の基本に間違いがあったということであり、新たな計り方で測定すれば、処理必要量は大幅に減ることが予想される。県内処理可能量を示し、広域化が必要かを数字上も示すことが求められている。そのことなしには、やはり広域化は違法処理となる。

現在、広域化実施中の秋田県、そして富山県へは、それぞれ野田村と山田町から「木くずを中心とした可燃物」を持ち込み、持ち込む予定である。すでに報告したように、野田村と山田町は、埼玉県と静岡県に木くずを運び、木くずが無くなったから広域化の必要は無くなったと終息宣言を行っている。

では、木くずが無くなっているのに、なぜ「木くずを中心とした可燃物」が広域化できるのか、まったく論理的な説明は行われていない。

「木くずを中心とした可燃物」というのは、国語的な意味からは、少なくとも木くずが過半を占めなければならないが、その木くずがない中で、「木くずを中心とした可燃物」を用意することは、神でも不可能なことである。

廃棄物処理法施行第4条の3では、一般廃棄物については、市町村から委託を受けた受託者は、自ら業務を実施することとなっているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）では、再委託を了とした。その際の再委託基準として「自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。」が示され、再々委託は禁止されている。

今回のがれきの受け入れは、岩手県からの処理委託を受けた府が、再委託先として岩手県から市の舞洲清掃工場まで運送する運輸業者と焼却と埋立処分する市を、岩手県との契約書第2条で指定している。

しかし、市は、災害廃棄物を舞洲工場で焼却した後の焼却残滓と焼却灰の運搬処分を、業務委託契約書で民間業者Aに再々委託している。また埋立処分を契約変更承諾書で民間業者Bに再々委託している。

このような委託にあたっての仕様書を「災害廃棄物等の焼却によって生じた焼却残滓処分業務委託（概算契約）」としてまとめていた。岩手県からがれきの処理委託を受けたのは、府であり、その府から再委託先として処理委託した市が業者に委託していれば、当然それは再々委託となり、法令違反となる。

今回の受け入れは、震災がれきの処理の委託において、法令的にも禁止されている再々委託を組み込んでおり、契約上の違法性を含む。

したがってこのような事業の推進は、法第2条第15項の違反であり、また交付金を得ることができないことから自治体の損失をもたらす。

府と市との契約書の第15条では、契約の当事者が、廃棄物処理法等の法令等に違反すると認められるとき、契約の解除を申し入れることができ、府は市に対して、契約解除を即刻申し入れるべきである。

また、岩手県と府との契約書の第13条でも契約の当事者は、同様の理由で契約解除を申し入れることができ、市が今回の契約から外れ、がれきの処理処分ができなくなれば、実質今回の受け入れ事業は不可能なため、府は、契約解除を岩手県に申し入れるべきである。

本件は、市にがれきの広域化を受け入れるに当たって、疑義を指摘し、25年度に予定している受け入れ契約を中止し、受け入れを止めることを求める住民監査請求である。がれきの広域化は、岩手県、府とのやり取りだけでなく、宮城県とその他の都道府県、市町村を巻き込む大事業として進められてきたため、その点を今回の府・市の受け入れにあたっての背景事情として示してきた。

がれきの広域処理には運搬費や諸費用がかかる。交付金の財源は税金であることを考えると、まず必要性を十分検討し事業を運営することが求められるが、時間を経るにつれて杜撰であった側面が浮き彫りになってきた。

被災自治体では未だ多くの方が避難生活や仮設住宅住まいをしていたり、事業再開のめどが立っていないところも多い。岩手県の復興計画をみても、長期的雇

用の促進や災害に強い街づくりをするなど、長期的な事業を行う段階に入っており、復興に必要な資金の投入が強く求められている。その上で、がれきを焼却処理するだけでなく、復興資材として用いる機会を当然考えるべきである。

がれきの処理費用が、税金でまかなわれていることを考え、府と市ががれきの受け入れを平成25年度においても継続することは、違法・不当な疑義があり、このままがれきの受け入れを進めることは、法第2条第13項(最小の経費で最大の効率)及び15項(法令に違反して事務を行ってはならない)に違反する恐れがあるので、法242条に基づき住民監査請求を行い、がれきの受け入れ契約を中止し、受け入れを止めることを求める。

## 2 法第242条の要件に係る判断

法第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

また、たとえ違法不当があるとしても、市に損害をもたらさないものは住民監査請求の対象にはならないとされている。

以下、本件請求において請求人が主張している点について検討する。

請求人は、岩手県が府に委託した災害廃棄物処理業務のうち、府が災害廃棄物の焼却業務及びその焼却灰の埋め立て処分業務を本市に再委託し、本市が焼却残渣処分業務及び焼却灰の運搬業務並びに焼却灰の埋め立て処分業務を民間業者に委託していることが、禁止されるべき再々委託にあたり、違法な契約締結である旨主張する。

しかしながら、本市の業務委託が再々委託にあたるか否かについて、平成23年7月に環境省が示した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」における再委託の特例措置の考え方に関して、環境省は、本市からの文書照会に対して、本市の業務委託が禁止されるべき再々委託にあたらぬ旨の見解を示しており、請求人の主張は、違法をいう前提を欠くものと言うべきである。

また、請求人は、岩手県、府及び本市の三者間の基本合意に基づく災害廃棄物

処理について、国からの交付金を得ることができないこととなる蓋然性が高いとして、市に損害が発生する可能性のあるような府と市との間の契約を中止するよう独自の見解に基づき主張するが、そもそも、三者間の基本合意書により、廃棄物処理等に要する費用は岩手県が負担することとなっており、基本的に本市に負担が発生する関係にはなっていないのであるから、本市の損害発生の可能性について具体的に摘示しているとは言えない。

本件請求については、むしろ、請求人の主張にもあるように、ほぼ100%国の交付金で賄われる災害廃棄物処理に要する費用が、広域化処理をすることにより高くなるにもかかわらず、がれきの広域化必要量を十分検証することなく進められることが問題であるとして、広域化処理のスキーム自体の政策的当否を問うものとするのが自然であり、仮にそうであれば、法が住民監査請求の対象を財務会計行為等に限った趣旨、目的等を逸脱するものと言わざるを得ない。

なお、本件請求は、請求書の記載にもあるように、平成25年1月28日に提出された監査請求を一部添削して提出されたものであり、上記でみたとおり、その内容も実質的には同趣旨のものと考えられる。

そうすると、いずれにしても本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。